

令和7年2月21日3月三次市議会定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（22名）

1番 伊藤 芳 則	2番 鈴木 深由希	3番 竹 田 恵
4番 増 田 誠 宏	5番 片 岡 宏 文	6番 細 美 克 浩
7番 國 重 清 隆	8番 山 田 真一郎	9番 重 信 好 範
10番 新 田 真 一	11番 徳 岡 真 紀	12番 掛 田 勝 彦
13番 藤 岡 一 弘	14番 中 原 秀 樹	15番 月 橋 寿 文
16番 藤 井 憲一郎	17番 山 村 恵美子	18番 穴 戸 稔
19番 保 実 治	20番 弓 掛 元	21番 横 光 春 市
22番 小 田 伸 次		

2 欠席議員は次のとおりである

な し

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

市 長 福 岡 誠 志	副 市 長 堂 本 昌 二
副 市 長 細 美 健	総 務 部 長 桑 田 秀 剛
経営企画部長 笹 岡 潔 史	地域共創部長 矢 野 美由紀
市民部長 上 谷 一 巳	福祉保健部長 影 山 敬 二
子育て支援部長 松 長 真由美	市民病院部長 細 美 寿 彦
産業振興部長 併農業委員会事務局長 児 玉 隆	事務部長 建設部長 濱 口 勉
危機管理監 山 田 大 平	情報政策監 東 山 裕 徳
教育長 迫 田 隆 範	教育部長 宮 脇 有 子
教育部次長 豊 田 庄 吾	監査事務局長 併選挙管理委員会事務局長 坂 田 保 彦

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局長 明 賀 克 博	次 長 石 田 和 也
議事係長 岸 田 博 美	政務調査係長 福 間 友 紀
政務調査主査 脇 坂 由 美	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（25日間）
第 2		市長の施政方針について
第 3	報告第1号 報告第2号	専決処分の報告について（訴えの提起について） 専決処分の報告について（訴えの提起について）
第 4	議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第22号 議案第23号 議案第24号 議案第25号 議案第26号 議案第27号 議案第28号 議案第29号 議案第30号 議案第31号 議案第32号	三次市国際平和交流基金条例（案） みよし未来環境条例（案） 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案） 三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案） 三次市非常勤消防団員に係る退職報償金支給条例の一部を改正する条例（案） 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案） 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案） 三次市診療所基金条例の一部を改正する条例（案） 三次市保育所設置条例の一部を改正する条例（案） 三次市陶芸学習舎設置及び管理条例を廃止する条例（案） 三次市分担金条例の一部を改正する条例（案） 三次市生産物等直売所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案） 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）
第 5	議案第33号 議案第34号 議案第35号	三次市過疎地域持続的発展計画の変更について 指定管理者の指定の変更について 市道路線の認定及び変更について
第 6	議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号	令和6年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案） 令和6年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（案） 令和6年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案） 令和6年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案） 令和6年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）

	議案第16号 議案第17号 議案第18号	令和6年度三次市土地取得特別会計補正予算（第1号）(案) 令和6年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）(案) 令和6年度三次市下水道事業会計補正予算（第2号）(案)
第 7	議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号	令和7年度三次市一般会計予算（案） 令和7年度三次市国民健康保険特別会計予算（案） 令和7年度三次市診療所特別会計予算（案） 令和7年度三次市介護保険特別会計予算（案） 令和7年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案） 令和7年度三次市土地取得特別会計予算（案） 令和7年度三次市病院事業会計予算（案） 令和7年度三次市下水道事業会計予算（案）
第 8	陳情第1号	自主防災を機能させるため、三次市議会として執行機関に対し提言することを求めることについて

令和7年3月三次市議会定例会議事日程（第1号）

（令和7年2月21日）

日程番号	議案番号	件名	
第 1		会期の決定（日間）	25
第 2		市長の施政方針について	25
第 3	報 1	専決処分の報告について（訴えの提起について）	33
	報 2	専決処分の報告について（訴えの提起について）	33
第 4	議 19	三次市国際平和交流基金条例（案）	33
	議 20	みよし未来環境条例（案）	33
	議 21	三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）	34
	議 22	三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	34
	議 23	三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）	34
	議 24	三次市非常勤消防団員に係る退職報償金支給条例の一部を改正する条例（案）	34
	議 25	三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）	34
	議 26	三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）	34
	議 27	三次市診療所基金条例の一部を改正する条例（案）	34
	議 28	三次市保育所設置条例の一部を改正する条例（案）	34
	議 29	三次市陶芸学習舎設置及び管理条例を廃止する条例（案）	34
	議 30	三次市分担金条例の一部を改正する条例（案）	34
議 31	三次市生産物等直売所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）	34	
議 32	三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）	34	
第 5	議 33	三次市過疎地域持続的発展計画の変更について	40
	議 34	指定管理者の指定の変更について	40
	議 35	市道路線の認定及び変更について	40
第 6	議 11	令和6年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）	41
	議 12	令和6年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（案）	41
	議 13	令和6年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）	41
	議 14	令和6年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）	41

	議 15	令和6年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)(案)	41
	議 16	令和6年度三次市土地取得特別会計補正予算(第1号)(案) ……	41
	議 17	令和6年度三次市病院事業会計補正予算(第2号)(案) ……	41
	議 18	令和6年度三次市下水道事業会計補正予算(第2号)(案) ……	41
第 7	議 3	令和7年度三次市一般会計予算(案) ……	45
	議 4	令和7年度三次市国民健康保険特別会計予算(案) ……	45
	議 5	令和7年度三次市診療所特別会計予算(案) ……	45
	議 6	令和7年度三次市介護保険特別会計予算(案) ……	45
	議 7	令和7年度三次市後期高齢者医療特別会計予算(案) ……	45
	議 8	令和7年度三次市土地取得特別会計予算(案) ……	45
	議 9	令和7年度三次市病院事業会計予算(案) ……	45
	議 10	令和7年度三次市下水道事業会計予算(案) ……	45
第 8	陳 1	自主防災を機能させるため、三次市議会として執行機関に対し 提言することを求めることについて ……	49

~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（山村恵美子君） 皆さん、おはようございます。

傍聴者の皆様及び視聴者の皆様には、お越し、または御視聴いただきまして、誠にありがとうございます。

本日から令和7年3月定例会を行います。

ただいまの出席議員数は22人であります。

これより令和7年3月三次市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、藤井議員及び宍戸議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定

○議長（山村恵美子君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月17日までの25日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は25日間と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 市長の施政方針について

○議長（山村恵美子君） 日程第2、市長の施政方針についてを議題といたします。

施政方針の説明を求めます。

（市長 福岡誠志君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 福岡市長。

〔市長 福岡誠志君 登壇〕

○市長（福岡誠志君） 皆さん、おはようございます。

議員各位を始め市民の皆さんには、平素から市政全般にわたりまして御支援、御協力を頂き、厚く感謝を申し上げます。

本日、令和7年3月三次市議会定例会の開会に当たりまして、新年度に臨む私の所信と主要施策の概要について説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆さんの御理解と御協力を賜りたいと存じます。

本市の未来を開くまちづくりの指針であるみよし未来共創ビジョン（第3次三次市総合計画）が、計画期間の2年目に入ります。人口減少、少子高齢化、デジタル技術の進展や長引く物価の高騰など、多くの変化が私たちの生活に影響を与えており、行政には、より柔軟で迅速な対応が求められています。人口減少を最小限に抑えるとともに、人口が減っても“ツナガリ

人口”の拡大によって地域の活力を維持し、安心して暮らせる持続可能なまちづくりに向けた歩みをさらに進めていかなければなりません。

総務省が公表した、令和6年の住民基本台帳人口移動報告によると、東京都への転入超過数が約8万人と最も多く、東京一極集中の構造は一向に是正されていません。国は令和6年に示した地方創生2.0の中で、若者や女性が地方を離れる動きが加速しているとし、若者や女性に選ばれる楽しい地方を民の力を生かして、官民が連携してつくり出していくことが急務であるとしています。

若者や女性に選ばれるまちとなるためには、三次に住んで、あるいは訪れて楽しいと思えるような新しい出会いや気づき、そこから生まれる夢や可能性があることが大切です。官民が連携して取り組んでいる女子硬式野球チーム三次ブラックパールズが4月から始動しますが、こうした活動が、若者や女性にとって三次の地で夢をかなえ、自己実現していく姿の象徴となることを期待しています。

今年是被爆80周年という節目の年になります。改めて、戦争の悲惨さや平和の尊さを次の世代に伝え引き継いでいく、そうした決意を新たにするものです。本市とジョージア州アメリカス市の交流の礎であり、昨年末にお亡くなりになられましたジミー・カーター氏の御遺志を引き継ぎ、絆を強め、平和を希求する取組につなげていきます。

4月には大阪・関西万博が開幕し、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、世界中から革新的な技術や文化が集まります。三次の魅力の世界にアピールできる絶好の機会として、地域資源にさらなる磨きをかけ、内外に発信していきます。

三次が活力に満ち、住み続けられるまちであるためには、“ツナガリ人口”の拡大とともに、市民の皆さん一人一人の可能性を引き出し、官民の連携やデジタル技術の活用など、共創の取組により、持続可能な生活基盤を確保することが必要です。国が推進する地方創生2.0を見据えながら、それぞれの地域やコミュニティが持つポテンシャルを最大限引き出し、様々な魅力や楽しさを発見、発信していく営みを通じて、三次の元気づくりにつなげていきます。

続いて、財政状況について申し上げます。令和5年度決算の実質公債費比率や将来負担比率などの財政指標はいずれも基準以内で、財政の健全性を維持していますが、一般財源の余裕度を示す経常収支比率は98%となり、依然として経常的に使える一般財源の余裕がない状況となっています。

昨年11月にお示しした三次市財政計画において、令和8年度及び令和9年度の経常収支比率は、令和7年度の国勢調査による人口減少を見込んで普通交付税が減少することに加え、少子高齢化などに伴う社会保障関連経費や近年の物価高騰などにより、歳出が高い水準で推移することを踏まえて100%を超えるものと推計しており、厳しい財政状況が続くものと考えています。

限られた財源や人材の中で、まちづくりの取組と財政健全化の両立を図るためには、共創の視点を持ち、ふるさと納税や企業版ふるさと納税といった制度を活用して歳入の確保もしっかりと行いながら、市民の皆さんや団体、事業者などと協働連携し、民間活力を積極的に活用し

た事業を推進するほか、デジタル技術を活用した業務の効率化を引き続き進めて、計画性のあ  
る持続可能な財政運営に努めてまいります。

次に、令和7年度当初予算編成の基本的な考え方について申し上げます。

令和7年度当初予算（案）は、私たちがこれまで市民の皆さんとともに築いてきた持続可能  
なまちづくりの基盤をさらに強固なものにし、未来への可能性を広げる大切な一歩となるもの  
で、第3次三次市総合計画で掲げた諸施策を計画的に推進するため、中長期視点に立った上で、  
官民連携による地域課題解決に取り組むほか、本市の強みである自然や文化、地域コミュニテ  
ィの力を活用しながら、地域資源を磨き上げる施策を展開するとともに、公共施設の老朽化対  
策や防災・減災対策、DX、脱炭素化の投資を着実に進めるなど、「人と想いがつながり、未  
来につながるまち」の実現に向けた予算編成を行いました。

続いて、令和7年度予算（案）の概要について申し上げます。

一般会計など8会計を合わせた市全体の予算規模は692億5,842万2,000円で、前年度予算に  
比べて、16億1,409万1,000円、2.4%の増としています。一般会計は395億7,000万円で、11億  
6,000万円、3%の増です。また、5つの特別会計は合計134億4,170万円で、1億3,389万  
2,000円、1%の減としています。

一般会計の歳入の特徴といたしましては、市税は、令和6年度実施の定額減税による税収減  
の回復のほか、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う経済活動の正常化や近年の人件費  
高騰による所得の増加を踏まえ、約3億6,000万円増加しましたが、地方交付税は約1億6,000  
万円減少するなど、一般財源全体としての確保は厳しい状況が続いており、財政調整基金など  
を約18億1,000万円繰り入れることとしています。

歳出の特徴を性質別に見ますと、義務的経費について、扶助費では、令和6年10月からの児  
童手当の制度改正反映分を1年分計上することなどにより、約3億2,000万円の増額となっ  
ており、削減が困難な経費が増加しています。

補助費などは、現在建設を進めている備北地区消防組合の消防新庁舎建設事業や、高機能消  
防指令施設更新事業に係る負担金などにより、約10億4,000万円の増となりましたが、普通建  
設事業費は、東光保育所の建設工事やみよし運動公園運動広場改修工事、権現川貯留施設整備  
事業などが終了したため、約13億7,000万円の減となっています。

その他の経費につきましては、人件費や物価高騰などの影響により、経費の増大が見込まれ  
る中、内部管理経費の削減に努めつつ、新規事業や拡充事業については、財源の確保に最大限  
努力いたしました。

続いて、第3次三次市総合計画の実現に向けて実施する施策の重点方針について申し上げま  
す。

まず、市内外の多様なつながりによる“ツナガリ人口”の拡大を推進し、官民が連携して、  
地域課題を解決する取組を展開します。三次を選んでいただき、定住につなげる事業や、三次  
を応援する内と外のつながりとともに、三次を推していただくことで、本市の活性化につなげ  
る取組を継続して行います。シティプロモーションについては、地域の魅力を発掘、創出して

市内外へ発信し、本市との継続的なつながりの構築に寄与するふるさと納税などと連動した効果的な取組を進めます。あわせて、企業版ふるさと納税が、本市の取組を応援していただくきっかけとなるよう、サポーター制度を創出し、“ツナガリ人口”の拡大につなげてまいります。

また、企業版ふるさと納税を活用して、産学官が連携してプロジェクトを設立し、地域活性化や防災等の地域課題の解決につながる事業構想の創出に取り組めます。

次に、多様なつながりから生まれた連携協働を通じて、本市の資源を活用し、新たな魅力や付加価値の創出につなげる共創のまちづくりを推進します。

引き続き、SHIBUYA QWSを拠点として、様々な分野の横断的な交流によって、課題解決や、新たな価値の創出に取り組むほか、3月にJR新広島駅ビル内でスタートするDOTSに参画し、つながりと共創により、本市の資源を活用した付加価値の創出などに取り組んでまいります。

広島広域都市圏を始めとする市町の域を越えた広域連携などについても、他の自治体との横のつながりを改めて意識しながら、地域資源の活用や交流人口の拡大に向け、双方向の効果的な取組を行います。

教育分野においては、みよし学びの共創プランの実現に向け、教育政策研究チームによる教育政策の調査研究を通じて、中山間地域のモデルとなる取組を進め、次代を担う人づくりやまちづくりにつながる教育施策を推進します。

また、これからの三次を担う子供たちを、未来をつくる当事者に育てるための環境づくりは、喫緊の課題です。児童生徒に、より魅力ある教育環境を整備する観点から、小・中学校の在り方に関する基本方針を定め、学びの選択肢を広げる小規模特任校や、学びの多様化学校の導入も視野に入れ、魅力あるカリキュラムの導入や、一定の規模を基盤とする学校再配置など、全ての児童生徒にとって魅力ある学校となるよう、丁寧に議論を行いながら、教育環境の充実を図ります。

続いて、第3次三次市総合計画の政策の体系に沿って、市政運営の主な取組を申し上げます。

まず、「健康で安心感のある暮らし」です。

保健・医療の分野では、第2次三次市健康づくり推進計画に基づき、全ての市民が健やかで幸せを実感できるまちをめざし、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標に、ネウボラみよしの取組や、オーラルフレイル予防事業、みよしふるさとランチ事業、こころサポーター養成事業などを始めとした、母子保健、健康増進、食育推進、自殺対策の各分野の計画に基づいた各種事業を展開してまいります。

健診予約システムを導入し、デジタル技術の活用による健診受診率の向上を図るほか、高齢者を対象として、新型コロナワクチン及び带状疱疹ワクチンの予防接種に対して助成を行い、重症化防止に努めます。

市立三次中央病院においては、備北圏域での中核病院として、質の高い安全・安心な医療サービスを提供できるよう、計画的な医療機器の更新などを進めます。また、病院改築事業については、令和11年度の開院に向けて取り組んでおりましたが、建設費の高騰に加え、急激な物

価や人件費の上昇、診療報酬改定の影響を受け、病院事業の収支見通しが非常に厳しい状況となっております。今後は、収支状況を見極めながら、一時立ち止まり、事業の再構築を検討せざるを得ないと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

福祉の分野では、三次市いつまでもいきいき元気プラン、三次市第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画や、三次市第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に基づき、高齢者の皆さん、障害のある人やその家族が、住み慣れた地域で生き生きと自分らしく安心して暮らし続けられる取組を推進します。

高齢者等見守り隊による訪問や相談活動を継続して取り組むとともに、デジタル技術を活用した高齢者等位置情報提供ツール導入に向けた実証実験を行い、高齢者等の安全・安心を確保します。また、介護事業所などにおける介護人材の確保を図るため、外国人の受入れ費用の支援を始めます。

国が推進する重層的支援体制整備事業の実施に向けて、地域福祉計画の策定に取り組み、複雑化、複合化したはざまのニーズに対応するため、属性や世代を問わず、誰もが安心して相談できる包括的な支援体制の構築をめざします。

多文化・共生の分野では、被爆80周年の節目として、原爆や戦争の悲惨さ、平和の尊さを多世代で共有し、次世代に引き継ぐための平和記念事業を行うとともに、平和文化の発信と交流を継続して行うための基金を造成します。

また、他者と共感し、多様性を認め合う社会の実現に向けた取組も積極的に進め、女性活躍支援プラットフォーム「アシスタ1 a b.」では引き続き、女性の起業支援、就業応援などを推進します。

「安全で快適な生活環境」では、自然環境の分野において、2050年カーボンニュートラル実現をめざすみよし未来環境宣言を基調として、本定例会に提案しておりますみよし未来環境条例（案）に基づき、脱炭素化に向けた取組を進めます。まずは主要な公共施設について、省エネで、かつ長寿命であるLED化を実施し、脱炭素化を進めるとともに、トータルコストの削減を図ります。

また、人と動物の調和の取れた共生社会の実現に向けて、わんにゃんサポーターを設置します。ボランティアの皆さんに広島県動物愛護推進員の活動を支援していただくことで、犬猫の愛護管理活動の充実強化を図ります。

生活基盤の取組では、市民の皆さんの暮らしに欠かせない一般廃棄物最終処分場や、道路、橋梁、上下水道、空き家対策、市営住宅などの整備、維持を計画的に推進します。

D X・スマートシティ推進事業として、引き続き、日常生活を便利で豊かにしていくことをめざし、デジタル人材の育成やA Iの活用などを進めるとともに、あらゆる分野での施策展開においてD Xを推進してまいります。

交通面においては、引き続き沿線市町や国、県との連携を深めながら、鉄道及び地域の活性化につながる取組を実施します。好評を頂いているバス&レールどっちも割きっぷへの支援を継続するとともに、路線バスや市民バス、J R芸備線・福塩線などの生活移手段の維持確

保・利用促進対策を進めます。持続可能な地域公共交通を確立するため、中心市街地の移動手段として、AI活用型オンデマンドバスの導入を進めるとともに、公共交通空白地における移動支援の在り方の構築に取り組みます。

今年は尾関山公園が整備されて100年目に当たります。老朽化した尾関山公園展望台の修繕や、地域の皆さんと連携して、尾関山公園100周年記念事業を実施するとともに、企業版ふるさと納税を活用した三次地区の賑わい創出に取り組みます。

防災減災・安全については、ハード・ソフト両面で、市民の皆さんの命と暮らしを守り、安全・安心な暮らしづくりを推進します。

北陸地方に大きな被害をもたらした能登半島地震から1年がたちました。また、今年は、阪神・淡路大震災から30年目となる年です。私たちはその教訓や経験を忘れることなく、平常時から防災意識を高めるとともに、災害発生時には、互いの協力により、被害が最小限になるよう努めなければなりません。今年は8年ぶりに、本市で大規模災害の発生を想定した広島県総合防災訓練を実施します。官民一体となった訓練により、災害時における強固な連携協力体制を築いていきます。

消防新庁舎建設については、令和7年度中の完成に向け、事業を計画的に行うとともに、アクセス道路となる十日市276号線、酒河160号線の整備を進めます。

昨年に続いて、民間事業者との連携により、高齢者の交通事故死傷者ゼロをめざす三次いきいき安全ドライブ運動を展開し、安全で快適な交通環境の確保に取り組みます。参加者の走行データを活用し作成した交通安全マップを基に、高齢ドライバー等の交通事故を防止し、運転寿命の延伸に向けた取組を継続して行います。

「子どもの未来応援」では、現在策定中の三次市こども計画（案）の理念に基づき、子供が健やかに育ち、誰もが安心して子育てができるまちをめざした施策を展開します。

子育て支援において、こども医療費助成事業や、地域子育て支援センター運営事業など、充実した支援を継続するとともに、子供や家庭における様々な相談や困り事に対応する総合的な相談窓口こども家庭センターにおいて、市内に居住する全ての子供とその家族及び妊産婦を継続して支援します。また、ひとり親家庭等自立応援プロジェクトの一環として、経済的支援のほか、新たにひとり親家庭の子供の学習を支援する取組を行い、学習や生活の意欲を高め育む場を提供します。

教育の分野では、みよし学びの共創プランの実現に向け、令和6年度発足した教育政策研究チームによって、中山間地域の教育の在り方や未来を育む学びの改革を実現するための調査研究を行います。また、児童生徒一人一人に豊かな教育環境を整備する観点から、小・中学校の在り方に関する方針を定め、魅力ある学校づくりに向けた取組を進めます。みよし結芽人育成事業として、小中9年間を貫く三次独自の新たなカリキュラムの開発と教職員の研修を進めるコアカリキュラム推進プロジェクトのほか、中山間地のトップリーダーとなる人材を育成するため、新たな試みとなるTRI-NEXT越境部を立ち上げ、子供が多様な他者とのつながりを通して課題解決能力を養う取組を行います。

学習環境の改善では、児童生徒が快適な環境で学ぶことができるよう、小・中学校のトイレの洋式化や体育館のスポットクーラーの整備に取り組みます。また、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう、八次小学校にエレベーターを設置します。三次小学校改築事業では、令和7年度2学期から供用開始に向けて、新校舎の建設を着実に進めます。十日市小・中学校等の改築についても、基本設計、実施設計に着手し、子供たちの安全・安心な学びや生活を確保できる施設整備を進めます。

引き続き、三次の次代を担う子供たちの学力向上や教育環境の充実を図るべく、各種取組を幅広く展開してまいります。

「豊かな心と生きがい」では、芸術・文化分野において、奥田元宋・小由女美術館を始めとする市内4つの美術館や市民ホールきりりなどにおいて、引き続き質の高い芸術、文化に触れる機会を提供していきます。

令和8年度には、奥田元宋・小由女美術館が開館20周年を迎えます。この節目となる機会が、芸術、文化の振興拠点としての歩みの集大成となるよう、記念事業の実施に向けて準備を進めます。

湯本豪一記念日本妖怪博物館三次もののけミュージアムについては、湯本名誉館長から新たな資料の寄贈を受け、博物館資料のさらなる充実を図り、日本の妖怪文化を内外に発信していきます。

子ども文化芸術ふれあい事業は、従来の広島交響楽団のオーケストラ鑑賞事業を、カーネギーホール音楽プログラム、リンクアップコンサートとして拡充し、児童がオーケストラと一緒に演奏するなどの体験ができる取組を実施します。

長い歴史と伝統を誇る鵜飼や国史跡寺町廃寺跡については、地域の文化を大切にし、後世へ継承する取組を進めます。市内の子供たちが鵜飼を体験する活動への支援を行うほか、寺町廃寺跡整備事業の基本設計に着手し、三次が誇る文化資源の保存と活用に向けた取組を進めます。

スポーツの分野については、令和6年度に設立した官民共創の三次スポーツ Kommission を中心に、スポーツを軸とした地域や経済の活性化や女性活躍を推進します。本市を拠点とする女子硬式野球チーム三次ブラックパールズの活動を支援し、女性活躍の推進や、地域課題の解決に向けた取組を行います。また、スポーツのまちみよし応援事業として、新たな全国大会や、侍ジャパン女子代表など、スポーツ団体の合宿を誘致し、スポーツを通じた交流人口の拡大に取り組みます。市民の皆さんが、それぞれのライフステージに応じて、スポーツを通じた健康増進や生きがいづくりに取り組むことができる環境づくりを推進してまいります。

「いきいきとした地域」では、定住・交流分野における移住者支援として、みよし暮らし推進事業を継続して取り組み、移住、定住の促進を図ります。また、ふるさとサポーター事業については、本市を応援してくださる会員の拡大と会員への情報発信の強化を図ります。加えて、みよし暮らしフェアや、私の移住体験・空き家見学現地ツアーなどに取り組み、三次への移住検討のきっかけづくりにつなげます。これまでの取組に加え、新たな試みも取り入れながら、三次のまちづくりに関わっていただける“ツナガリ人口”の拡大をめざします。

住民自治においては、地域共創まちづくり支援事業などにより、各地域の課題解決に向け、対話を基本とした研修支援などを通じて、住民自治組織が進める特色あるまちづくり活動をサポートします。

「活力ある産業」の農林畜産分野では、第2期三次市農業振興プランに基づき、認定新規就農者育成支援事業や振興作物産地化推進支援事業など、担い手の育成強化や生産力・販売力強化に向けた各種支援策、有害鳥獣対策などを展開し、持続可能な地域農業の確立をめざします。

生産性の向上に向け、ラジコン草刈り機等の導入支援など、デジタル技術を活用したスマート農業の普及促進に努め、省力化や効率化を図ります。

有害鳥獣については、被害が市町の域を越えて広がっており、広島広域都市圏協議会では、対策に係る連携の在り方や処理に係る課題の共有など、広域的な取組を検討しています。本市も令和7年度から、県域で効果的な鳥獣害対策に取り組む広島県鳥獣対策等地域支援機構、通称 t e g o s に参画し、地域における指導等を受け、効果的な対策に取り組みます。

(仮称) みよしアグリパーク整備事業については、民間の力を最大限生かして、本市が誇る農業と観光の融合を図り、農業の持つポテンシャルや様々な地域資源を活用した施設整備に向け取り組んでいきます。

また、薬用作物の栽培促進については、引き続き試験栽培を行うとともに、今後はなりわいとして成り立つよう、薬用作物の生産を担っていただいている農家の皆さんや関係機関と密に連携を図りながら、産地化に向け、安定的な収量確保に取り組めます。

商工分野においては、市内企業における人手不足への支援策として、多様な人材確保事業や、起業、就労、事業継承等の幅広い事業者支援を行うみよし産業応援事業を継続します。また、物価高騰などの影響を受けている生活者や事業者を支援するため、市内の消費喚起に向けて、商工会議所、広域商工会が実施するプレミアム付き商品券「三次藩札」への補助を継続し、地域経済の活性化を後押しします。

さらに、多様な働き方の実現に向けて、官民が連携して行う在宅ワークや副業等の活用促進によって、市民の新たな可能性を創出し、市民の活躍を促すとともに、地域の活性化を図ります。

観光面では、第2次三次市観光戦略の下、みよしDMOを中心に、地域資源を最大限活用した魅力ある観光プロダクトの開発や戦略的な情報発信を行い、入込観光客、宿泊者の増大を図り、観光消費額を拡大することで、持続可能な三次の観光をめざします。また、大阪・関西万博などの開催に合わせ、在日外国人をターゲットとした受入れ環境整備やインバウンド誘客推進のための国際交流員の任用などにより、プロモーションの取組を拡大、強化してまいります。

以上、新年度の市政運営に当たり、私の基本的な考え方を申し上げます。

あらゆるつながりを力にして、新たな価値を創出する共創のまちづくりは、今、着実に芽吹き始めています。布野中学校の生徒たちが、地元特産のアスパラを使い、市内の和菓子メーカーと共同で商品開発をした生クリーム大福は、現在、ふるさと納税の返礼品として、三次の内と外をつなげています。自分たちが住んでいる地域の魅力や宝を発見し、PRしていきたいと

いう生徒たちの思いは、まさに本市がめざす「人と想いがつながり、未来につなぐまち」を体現するものです。

これからも、本市の魅力を高め、子供たちが将来、三次に住み続けたい、たとえ離れても三次に帰ってきたい、三次とつながっていたいという思いを持てるような、また、三次に暮らす皆さんが、いつでも三次に帰ってきんさいと言える、夢と希望がかなえられるまちをめざします。

本市のまちづくりに関わる全ての方々とのつながりを大切に、市民の幸せの実現と、将来の三次へつながる共創のまちづくりに全力で取り組んでまいります。引き続き皆さんの御支援、御協力をお願い申し上げまして施政方針に代えさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

報告第2号 専決処分の報告について（訴えの提起について）

○議長（山村恵美子君） 日程第3、報告第1号及び報告第2号専決処分の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました報告第1号及び報告第2号の報告2件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、報告第1号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払い請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

最後に、報告第2号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、市営住宅の明渡し及び滞納家賃等の支払い請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

以上、報告2件につきまして御報告申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告2件は、先例により質疑のみといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第4 議案第19号 三次市国際平和交流基金条例（案）**

**議案第20号 みよし未来環境条例（案）**

- 議案第21号 三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）
- 議案第22号 三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第23号 三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第24号 三次市非常勤消防団員に係る退職報償金支給条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第25号 三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第26号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第27号 三次市診療所基金条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第28号 三次市保育所設置条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第29号 三次市陶芸学習舎設置及び管理条例を廃止する条例（案）
- 議案第30号 三次市分担金条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第31号 三次市生産物等直売所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
- 議案第32号 三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第4、議案第19号三次市国際平和交流基金条例（案）から議案第32号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）までの議案14件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求めらる）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第19号から議案第32号までの議案14件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第19号三次市国際平和交流基金条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、被爆80年及びジミー・カーター元大統領の逝去を契機に、アメリカス市との30年以上続く国際交流事業を維持するため、市内の子どもを対象とした国際交流及び平和を担う人材の育成と持続可能な国際交流の仕組みの構築を目的とする事業の費用に充てるため、基金を設置しようとするものであります。

次に、議案第20号みよし未来環境条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、脱炭素社会の実現に向けた基本理念や、行政、事業者、市民等及び再エネ事業者の責務を明らかにし、基本的施策を定め、総合的かつ計画的な推進を図り、持続可能な脱炭素社会を実現するとともに良好な環境を未来に引き継ぐことを目的とし、制定しようとするものであります。

次に、議案第21号三次市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、令和6年人事院勧告及び育児休業法の改正等に伴い、関係条例である三次市職員の給与に関する条例ほか6条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、人事院勧告及び育児休業法の改正等に準じて、給料表の改定、時間外勤務の制限に係る対象となる子の年齢変更等を行おうとするものであります。

次に、議案第22号三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、市営住宅入居の手続において、使用請書への連帯保証人の署名を廃止することに伴い、関係条例である三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、使用請書への連帯保証人の署名を廃止とするものであります。

次に、議案第23号三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されることに伴い、関係条例である三次市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の引上げ等を行おうとするものであります。

次に、議案第24号三次市非常勤消防団員に係る退職報償金支給条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、非常勤消防団員の処遇改善を図るため、消防団員等公務災害補償等共済基金が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分が改正されることに伴い、関係条例である三次市非常勤消防団員に係る退職報償金支給条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、消防団員退職報償金の勤務年数区分に、新たに35年以上の区分を追加しようとするものであります。

次に、議案第25号三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、関係条例である三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、法改正に伴う条項ずれの修正、情報連携できる対象事務の追加をしようとするものであります。

次に、議案第26号三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、国民健康保険制度の県単位化により、広島県が令和12年度から令和17年度までの間に、保険税水準を完全統一化する方針を示していることに伴い、段階的に税率改正を行うことで国民健康保険加入世帯の急激な負担を避けるため、関係条例である三次市国民健康保険税条

例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、国民健康保険税の税率等の全面見直しを行おうとするものであります。

次に、議案第27号三次市診療所基金条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市国民健康保険が設置する診療所の安定的かつ継続的な運営を図るため、関係条例である三次市診療所基金条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、基金の使途を、施設整備や医療機器の購入だけでなく、運営全般に充当できるよう改正しようとするものであります。

次に、議案第28号三次市保育所設置条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、令和5年4月から休所している河内保育所を廃止することに伴い、関係条例である三次市保育所設置条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、別表から三次市河内保育所の名称及び位置を削ろうとするものであります。

次に、議案第29号三次市陶芸学習舎設置及び管理条例を廃止する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、施設の老朽化や雨漏り等により、安全性が確保できないため、施設の利活用が困難であることに伴い、関係条例である三次市陶芸学習舎設置及び管理条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第30号三次市分担金条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る分担率の上限を定めることに伴い、関係条例である三次市分担金条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、受益者が災害復旧事業を申請する判断をしやすくするため、農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る分担率の上限を定めようとするものであります。

次に、議案第31号三次市生産物等直売所設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三良坂のぞみが丘生産物直売所を普通財産に変更することに伴い、関係条例である三次市生産物等直売所設置及び管理条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、第2条の表から三良坂のぞみが丘生産物直売所の名称及び位置を削ろうとするものであります。

最後に、議案第32号三次市手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築基準法が改正され、原則全ての新築建物で省エネ基準への適合が義務化されることに伴い、関係条例である三次市手数料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、確認申請手数料、中間・完了検査手数料の改正等を行おうとするものであ

ります。

以上、議案14件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（21番 横光春市君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 横光議員。

○21番（横光春市君） 1点お伺いしたいというふうに思いますが、三次市国際平和交流基金条例でございますが、これはアメリカス市との交流を継続的に行っていくというための基金であろうというふうに思いますが、毎年毎年予算を組んでやるというものを、この基金があれば非常に苦しいときでもこの交流は続けていくことができるというふうに理解するものでございます。ただ、今日のような非常に厳しい財政状況の中で、この基金を1億5,000万今年度組んでやっていく必要があるのかどうかというふうな、ちょっと疑問を感じるわけでございますが、そこらの点についてはいかがでございましょうか。これはアメリカス市だけのものだけですよ、平和交流基金というのは。ほかの使用目的というのはいないんですよ。

（地域共創部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 矢野地域共創部長。

○地域共創部長（矢野美由紀君） 三次市国際平和交流基金条例、これにつきましては、まず、この基金を何のために設置するかということでございます。

背景としましては、市長も冒頭の施政方針のほうでも申し上げましたが、今年は被爆80年という節目の年であり、改めて戦争の悲惨さや平和の尊さを次の世代に伝え引き継いでいく必要があるということ、また、昨年末にお亡くなりになりましたジミー・カーター氏の御遺志を継ぎ、アメリカス市との30年以上続く国際交流事業を途絶えさせることなく、絆を強め、平和を希求する取組を維持していく必要があるということ、こういったことを背景に、このたび新たに三次市国際平和交流基金を設立し、利子収入により、中学生のアメリカス市への訪問費用の財源を確保することにより、持続可能な交流の仕組みを構築しようとするものです。

議員の先ほどおっしゃいました予算額につきましては、1億5,000万ということで、財源につきましては、ふるさと創生基金を2分の1で一般財源を2分の1ということで、厳しい財政状況の中ではございますが、今まで派遣事業につきましては、一般財源ですと行ってきただけでございます。それを、この基金の果実により、今の財源を一般財源からこういった基金の利子収入によって賄おうとしているものでございます。

1億5,000万が適切であるかどうかということもありますが、この1億5,000万を算定している根拠は、7年度の訪問費用、予算のほうへ計上させていただいておりますのが、10人の中学生の派遣、これが予算上では、現在、予算（案）のほうで344万5,000円、これは、2分の1の市の補助金、補助の負担の部分でございますが、これを賄おうとしますと、有利な債権、国債で、一旦仮に国債でということ考えますと、そういったものの何年物かで、30年物、これは仮定でございます、利率が2.3%以上、こういったもので運用しますと、利息が345万円程度と

ということで、7年度の費用の額には、こういった1億5,000万の積立金によって運用することによって何とか賄えるのではないだろうかというところでこの金額を出させていただいております。

この交流事業は、その他三次市のほうで交流事業も行っておりますけれども、カナダ、中国、インドとの交流事業がございます。

カナダとの日加教育国際交流協会、こちらの事業としましては、今まで隔年で、コロナウイルスの時期には中止をしておいた時期もございましたが、隔年で学生の受入れ・派遣事業、こういったものがございました。令和6年度は予算計上を、そういった形で受入れと派遣のほうをしておりましたが、このたび6年度では、カナダ側の体制が整わないということで、受入れも派遣も今年度では実現をしませんでした。令和7年度以降も、カナダ側の状況は変わらない、今現在では変わらない見込みということでありまして、日加教育国際交流協会の学生受入れ・派遣事業は当面見込んでおりません。

あと、中国との三次市日中友好協会からは、受入れとか派遣事業の要望はございません。

三次インド交流協会とは、受入れ事業はありますが、派遣事業はございません。

また、この利子収入は、国際交流の関係、先ほど冒頭でも申し上げました中学生のアメリカス市への派遣訪問費用の財源とするというふうにしておりますので、その他の事業のほうへ充当することは考えておりません。

(21番 横光春市君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 横光議員。

○21番(横光春市君) ということは、初め、被爆80周年云々ということは余計だったというふうに私は理解します。もしそこまで言われるなら被爆関係の費用にも使ってもいいんじゃないかというふうに理解したんですが、今で言えば、中学生のための留学等々交流費用というふうに理解をさせていただきます。それでよろしいですね。

(地域共創部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) それでは、矢野部長、もう一度、確認を。矢野部長。

○地域共創部長(矢野美由紀君) 中学生のアメリカス市への訪問費用の財源に充てるということは間違いのないことでございます。

ただ、被爆80年というのは付け足しであろうというような、表現がよくないかもしれませんが、そういうふうな御意見も頂きましたが、あえて今この被爆80年という節目の年に、今後、戦争の悲惨さや平和の尊さを後世代に、次の世代につないでいく、これは大事な役目だろうと思っております。それも踏まえて、今のカーターさんとのつながりもございまして、やはり平和を希求するという思いが強くなりながらこの基金の設立というふうに考えております。

○議長(山村恵美子君) そのほか、ございますか。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新田議員。

○10番（新田真一君） 私も今の議案19号で質問をしようと思っておりました。ただいまの答弁の中で、アメリカとの交流を主に、利子運用等において中学生を派遣していくということが、留学生等の補助に充てるとというのが主で、さらに、カナダ、中国、インドとの国際交流の団体等もあるけど、そこらの事業は今のところはないという御説明だったと思いますが、国際平和交流と冠をつける以上、アメリカだけを対象に考えてやっていくというのは、私はどうかと思う。むしろ、先ほど部長が、国際交流ですから、中国もカナダもインドも、韓国がなかったんですけど、韓国も広島県三次日韓親善協会ってありますよね、そういった幅広い基金としてこの基金はあるんですかって聞こうと思ったんですよ。ところが、今思えば、主眼はアメリカと。

確かにアメリカとの交流も極めて大事だとは思いますが、そこに重点と軸足を置くのは、これからの国際社会においていかがかと私は、意見じゃないですが。基金でありますから、積み立てながら、そうした幅広い国々との実際交流を行っている団体もあるのはあるので、そこらの子どもたちの、子どもですよ、子どもたちに使うって書いてある、費用について、今後も当然考えていくというような運用規程をちゃんとつくるべきではないかと。あるいは、既に運用規程は考えてあるって言ったら、そこらが今どこまでできているのかできていないのか、お願いします。

（地域共創部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 矢野部長。

○地域共創部長（矢野美由紀君） まず運用規程でございますが、今現在ではその運用規程のところまで設定をしておりません。

まず、今まで、国際交流、国際とはつきましていますけれども、平和という名称を冠につけさせていただいております。これは今まで、アメリカだけということも議員のほうもおっしゃいましたけれども、ジミー・カーター氏との今までの関係、ずっとつないできました平和の交流、それを起点に置いた基金というふうに、今現在ではそういうふうに想定をしております。

また、その後、平和の関係でほかの国ともそういう交流があるやもしれませんが、今現在では、アメリカス市との交流を絶えさせないということのために、安定した財源を持っていきたいというふうな思いで設立をしようとするものでございます。

（発言する者あり）

○議長（山村恵美子君） 新田議員に申し上げます。現在の19号の議案としての提案はそこまででございます。そのほかのことにしましては、やはり質疑の範囲を超えます。

（発言する者あり）

現在は出ておりませんので、規程としては、今説明されたとおりですから。

（発言する者あり）

ですから、質疑のみです。議案の内容についての質疑のみです。その先のことは一切、質疑としては受け付けません。

それから、御本人の方向性というような御意見、こちらもないようにお願いいたします。質疑のみを受けております。

(10番 新田真一君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 新田議員。

○10番(新田真一君) この基金の国際というのはどこまでを示されていますか。

(地域共創部長 矢野美由紀君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 矢野部長。

○地域共創部長(矢野美由紀君) 今現在、この基金につきましては、先ほどから繰り返しの答弁になりますけれども、アメリカス市との交流のための、今現在ではそういった基金の設立というふうに思っております。

ただ、国際ということがアメリカしかないという意味合いで思っているわけではございませんが、この基金につきましてはそういう目的で設定をさせていただこうと思っているものでございます。

○議長(山村恵美子君) 現在質疑を行っております。これは常任委員会に付託いたしますので、その後のことは、今、これを進めますと審査になってまいりますので、以上で打ち切りたいと思います。

それでは、ほかに質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(山村恵美子君) それでは、ないようですので、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第19号及び議案第21号から議案第25号までの議案6件を付託いたします。

次に、教育民生常任委員会に議案第20号及び議案第26号から議案第29号までの議案5件を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第30号から議案第32号までの議案3件を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第33号 三次市過疎地域持続的発展計画の変更について

議案第34号 指定管理者の指定の変更について

議案第35号 市道路線の認定及び変更について

○議長(山村恵美子君) 日程第5、議案第33号三次市過疎地域持続的発展計画の変更についてから議案第35号市道路線の認定及び変更についてまでの議案3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(副市長 細美 健君、挙手して発言を求める)

○議長(山村恵美子君) 細美副市長。

[副市長 細美 健君 登壇]

○副市長(細美 健君) ただいま御上程になりました議案第33号から議案第35号までの議案3件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第33号三次市過疎地域持続的発展計画の変更について、御説明申し上げます。

本案は、三次市過疎地域持続的発展計画を変更することについて、過疎地域の持続的発展の

支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、計画に、市道敷名日南線（蔵谷橋）ほか1事業を追加しようとするものであります。

次に、議案第34号指定管理者の指定の変更について、御説明申し上げます。

本案は、横谷ふるさとセンターの指定管理者の指定を変更することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

その内容は、指定管理期間を変更しようとするものであります。

最後に、議案第35号、市道路線の認定及び変更について、御説明申し上げます。

本案は、市道路線の認定基準を満たす小童376号線ほか8路線の市道認定、小童346号線ほか9路線の変更をすることについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、議案3件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） それでは、質疑なしと認めまして、これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案のうち、総務常任委員会に議案第33号及び議案第34号の議案2件を付託いたします。

次に、産業建設常任委員会に議案第35号の議案1件を付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第11号 令和6年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）

議案第12号 令和6年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（案）

議案第13号 令和6年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）

議案第14号 令和6年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）

議案第15号 令和6年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

（案）

議案第16号 令和6年度三次市土地取得特別会計補正予算（第1号）（案）

議案第17号 令和6年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案）

議案第18号 令和6年度三次市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第6、議案第11号令和6年度三次市一般会計補正予算（第7号）

（案）から議案第18号令和6年度三次市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）までの議案8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求める）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第11号から議案第18号までの議案8件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第11号令和6年度三次市一般会計補正予算（第7号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正及び地方債の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ7,429万8,000円を減額し、補正後の総額を413億4,062万7,000円にしようとするものであります。

補正の主な内容について、まず、歳出から御説明いたします。

議会費は、議員人件費172万円を減額するなど、合わせて200万5,000円を減額。

総務費は、基金積立金2億3,193万5,000円を追加するなど、合わせて3億4,455万円を追加。

民生費は、後期高齢者医療経費4,694万7,000円を減額するものの、保育所経費6,842万8,000円を追加するなど、合わせて2,871万1,000円を追加。

衛生費は、休日夜間急患センター運營業務委託料300万円を追加するものの、広島県水道広域連合企業団への補助金及び出資金1億3,448万5,000円を減額するなど、合わせて1億7,039万9,000円を減額。

農林水産業費は、圃場整備、ため池整備に係る県営事業負担金1,600万円を追加するものの、農業振興事業に係る補助金4,734万8,000円を減額するなど、合わせて1億4,685万6,000円を減額。

商工費は、商工業振興事業に係る補助金900万円を減額。

土木費は、下水道事業会計補助金3,810万円を減額するものの、除雪に係る委託料1億円を追加するなど、合わせて1,712万3,000円を追加。

消防費は、消防団員退職報償金190万円を追加するものの、水防経費1億818万6,000円を減額するなど、合わせて1億5,918万7,000円を減額。

教育費は、みよし運動公園運動広場人工芝整備事業2億2,874万2,000円を減額するなど、合わせて3億64万円を減額。

災害復旧費は、令和6年11月の大雨による農業施設の災害復旧事業980万円を追加。

公債費は、長期債償還金1億7,995万3,000円を減額するものの、長期債繰上償還金4億9,516万8,000円を追加するなど、合わせて3億1,360万5,000円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

市税は、市民税1億3,500万円を追加。

地方交付税は、普通交付税2億2,884万3,000円を追加。

国庫支出金は、児童扶養手当負担金1,333万3,000円を減額するものの、デジタル基盤改革支援補助金3,898万9,000円を追加するなど、合わせて1,354万3,000円を追加。

県支出金は、国民健康保険基盤安定負担金1,457万4,000円を追加するものの、基盤整備促進

事業補助金6,762万円を減額するなど、合わせて1億6,512万1,000円を減額。

財産収入は、土地売払収入1,000万円を追加するものの、立木売払収入1,596万8,000円を減額し、合わせて596万8,000円を減額。

寄附金は、企業版ふるさと納税寄附金1,200万円を追加するなど、合わせて1,500万円を追加。

繰入金は、減債基金繰入金3億6,000万円を追加するものの、財政調整基金繰入金6億8,523万7,000円を減額するなど、合わせて3億7,987万円を減額。

繰越金は、前年度繰越金4億4,000万円を追加。

諸収入は、ウェブ版ハザードマップデータ更新負担金66万円を減額するものの、補助金等返還金407万1,000円を追加するなど、合わせて531万1,000円を追加。

市債は、道路新設改良事業債4,500万円を追加するものの、社会体育施設整備事業債2億3,060万円を減額するなど、合わせて4億4,520万円を減額しようとするものであります。

第2条繰越明許費の補正につきましては、第2表のとおり、市役所本庁舎駐車場整備事業ほか19件について追加、市道新設改良事業ほか1件について限度額を変更しようとするものであります。

第3条地方債の補正につきましては、第3表のとおり、庁舎改修等事業ほか13件について、借入限度額を変更しようとするものであります。

次に、議案第12号令和6年度三次市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ802万3,000円を追加し、補正後の総額を54億2,666万6,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、歳出予算において、国庫支出金等精算返納金の追加などを行い、歳入予算においては、国民健康保険税を減額し、一般会計繰入金を増額する財源振替を行うものであります。

次に、議案第13号、令和6年度三次市診療所特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ710万円を減額し、補正後の総額を3億1,736万6,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、歳出予算においては、工事請負費などを減額し、歳入予算においては、診療収入の減額に伴い、診療所基金繰入金を追加しようとするものであります。

次に、議案第14号令和6年度三次市介護保険特別会計補正予算（第3号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額を変更しようとするものであります。

その内容は、地域支援事業交付金の一部調整に伴い、財源振替をするものであります。

次に、議案第15号令和6年度三次市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ677万9,000円を減額し、補正後の総額を10億939万4,000円にしようとするものであります。

その内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を減額しようとするものであります。

次に、議案第16号令和6年度三次市土地取得特別会計補正予算（第1号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

第1条歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ631万4,000円を減額し、補正後の総額を925万7,000円にしようとするものであります。

その主な内容は、高平施設の解体工事に係る工事請負費を減額しようとするものであります。

次に、議案第17号令和6年度三次市病院事業会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、業務の予定量、収益的収入及び支出、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及びたな卸資産購入限度額の補正であります。

第2条業務の予定量につきましては、入院患者数等の業務量を変更しようとするものであります。

第3条収益的収入及び支出につきましては、収益的収入の補正では、医業収益5億7,708万7,000円を減額し、収益的収入の総額を103億360万8,000円にしようとするものであります。

収益的支出の補正では、医業費用1億4,763万9,000円を減額し、収益的支出の総額を107億3,215万5,000円にしようとするものであります。

この結果、令和6年度は、4億2,854万7,000円の予定損失を見込んでおります。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費の予定額を48億4,069万1,000円に改めようとするものであります。

第5条たな卸資産購入限度額につきましては、限度額を33億6,454万2,000円に改めようとするものであります。

最後に、議案第18号、令和6年度三次市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）について御説明申し上げます。

今回の補正は、資本的収入及び支出及び企業債の補正であります。

第2条資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の補正では、国庫補助金の減額に伴い、財源振替をするものであります。

これによる資本的収入の総額に変更はありません。

第3条企業債につきましては、下水道施設整備事業について、借入限度額を変更しようとするものであります。

以上、議案8件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号から議案第18号までの議案8件については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第18号までの議案8件については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 日程第7 議案第 3号 令和7年度三次市一般会計予算（案）
議案第 4号 令和7年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）
議案第 5号 令和7年度三次市診療所特別会計予算（案）
議案第 6号 令和7年度三次市介護保険特別会計予算（案）
議案第 7号 令和7年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）
議案第 8号 令和7年度三次市土地取得特別会計予算（案）
議案第 9号 令和7年度三次市病院事業会計予算（案）
議案第10号 令和7年度三次市下水道事業会計予算（案）

○議長（山村恵美子君） 日程第7、議案第3号令和7年度三次市一般会計予算（案）から議案第10号令和7年度三次市下水道事業会計予算（案）までの議案8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 細美 健君、挙手して発言を求め）

○議長（山村恵美子君） 細美副市長。

〔副市長 細美 健君 登壇〕

○副市長（細美 健君） ただいま御上程になりました議案第3号から議案第10号までの議案8件について、一括して御説明申し上げます。

最初に、議案第3号令和7年度三次市一般会計予算（案）について御説明申し上げます。

予算（案）4ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ395億7,000万円を計上し、前年度に比べ、11億6,000万円、率にして3.0%増の予算となっております。

まず、歳入から御説明申し上げます。

4ページをお開きください。

歳入は、市税から市債までの22の款で編成しております。

歳入における特徴的なものを御説明いたします。

市税は、市民税、固定資産税など、合わせて70億2,912万6,000円を計上。

地方譲与税は、自動車重量譲与税など、合わせて5億2,850万4,000円を計上。
利子割交付金は、597万8,000円を計上。
配当割交付金は、4,138万7,000円を計上。
株式等譲渡所得割交付金は、6,139万1,000円を計上。
法人事業税交付金は、1億4,763万円を計上。
地方消費税交付金は、13億1,770万2,000円を計上。
自動車取得税交付金は、存目として1,000円を計上。
環境性能割交付金は、7,777万3,000円を計上。
地方特例交付金は、4,756万8,000円を計上。
地方交付税は、144億7,515万9,000円を計上。
交通安全対策特別交付金は、697万7,000円を計上。
分担金及び負担金は、老人保護措置費負担金など、合わせて2億9,707万9,000円を計上。
使用料及び手数料は、市営住宅使用料など、合わせて2億7,563万8,000円を計上。
国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金など、合わせて40億1,409万2,000円を計上。
県支出金は、障害者自立支援給付費負担金など、合わせて29億226万3,000円を計上。
財産収入は、物品貸付料など、合わせて2億9,810万4,000円を計上。
寄附金は、ふるさと納税寄附金など、合わせて1億9,500万2,000円を計上。
繰入金は、過疎地域持続的発展基金繰入金など、合わせて18億1,453万7,000円を計上。
繰越金は、存目として1,000円を計上。
諸収入は、預託金元利収入など、合わせて7億9,918万8,000円を計上。
市債は、学校施設整備事業債など、合わせて52億3,490万円を計上しております。
次に、歳出について御説明いたします。
歳出は、議会費から予備費までの13の款で編成しております。
歳出における特徴的なものを御説明いたします。
議会費は、2億6,234万5,000円を計上。
総務費は、基金管理経費など、合わせて61億1,324万円を計上。
民生費は、障害者自立支援経費など、合わせて107億7,891万8,000円を計上。
衛生費は、塵芥処理経費など、合わせて31億9,901万3,000円を計上。
労働費は、労働金庫預託金など、合わせて2億469万3,000円を計上。
農林水産業費は、中山間地域等直接支払経費など、合わせて20億3,585万1,000円を計上。
商工費は、商工業振興経費など、合わせて7億4,334万1,000円を計上。
土木費は、道路新設改良経費など、合わせて35億7,701万円を計上。
消防費は、一部事務組合経費など、合わせて26億3,034万6,000円を計上。
教育費は、学校整備経費など、合わせて40億7,674万5,000円を計上。
災害復旧費は、令和6年度の大雨災害に係る農地、農業施設及び公共土木施設復旧費など、合わせて2億8,541万6,000円を計上。

公債費は、長期債償還金など、合わせて56億3,308万2,000円を計上。

予備費は、3,000万円を計上しております。

第2条債務負担行為につきましては、9ページから記載の第2条のとおり、指定管理者制度を導入する施設に係る指定管理料ほか41件について、それぞれ債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条地方債につきましては、12ページ記載の第3表のとおり、公共施設等整備事業ほか35事業について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第4条一時借入金につきましては、借入れの最高額を60億円に定めようとするものであります。

第5条歳出予算の流用につきましては、給料、職員手当等及び共済費について、同一款内の各項の間において流用の必要が生じる場合があることから、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、流用できるように定めるものであります。

次に、議案第4号令和7年度三次市国民健康保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

15ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億5,289万2,000円を計上し、前年度予算に比べ、1億4,968万8,000円、率にして2.8%減の予算となっております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、健診のしおり作成業務について、債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条一時借入金につきましては、借入れの最高額を1億円に定めようとするものであります。

第4条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内において、これらの経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第5号令和7年度三次市診療所特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

23ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億377万3,000円を計上し、前年度予算に比べ、1,304万9,000円、率にして4.1%減の予算となっております。

次に、議案第6号令和7年度三次市介護保険特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

29ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68億4,693万9,000円を計上し、前年度予算に比べ、764万円、率にして0.1%増の予算となっております。

第2条債務負担行為につきましては、第2表のとおり、高齢者トレーニング委託業務について、債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第3条歳出予算の流用につきましては、保険給付費の款内において、これらの経費の各項の間の流用ができるようにしようとするものであります。

次に、議案第7号令和7年度三次市後期高齢者医療特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

37ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億2,879万3,000円を計上し、前年度予算に比べ、2,747万3,000円、率にして2.7%増の予算となっております。

次に、議案第8号令和7年度三次市土地取得特別会計予算（案）について御説明申し上げます。

43ページをお開きください。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ930万3,000円を計上し、前年度予算に比べ、626万8,000円、率にして40.3%減の予算となっております。

次に、議案第9号令和7年度三次市病院事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

病院事業会計予算（案）1ページをお開きください。

まず、第2条業務の予定量、第1号業務量については、病床数は一般許可病床328床、患者数は年間延べ25万7,945人を計画しております。

うち、入院患者については年間延べ8万9,060人、外来患者につきましては年間延べ16万8,885人を見込んでおります。

第2号建設改良計画は、資産購入2億5,000万円、施設整備事業2億5,678万1,000円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入は病院事業収益105億7,385万2,000円、支出は病院事業費用111億7,656万2,000円であります。

この結果、令和7年度は、6億271万円の予定損失を見込んでおります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入は資本的収入4億2,095万1,000円、支出は資本的支出8億6,652万3,000円であります。

これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4億4,557万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額などにより補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、医療機器の保守管理業務委託に要する経費ほか13件についてそれぞれ、債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、資産購入等について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を1億円に定めようとするものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第9条は、たな卸資産購入限度額を34億6,654万9,000円に定めようとするものであります。

第10条は、重要な資産の取得及び処分について定めようとするものであります。

最後に、議案第10号令和7年度三次市下水道事業会計予算（案）について御説明申し上げます。

下水道事業会計予算（案） 1 ページをお開きください。

第2条業務の予定量につきましては、処理面積1,315ヘクタール、年間総処理水量268万7,495立方メートル、1日平均処理水量7,363立方メートル、建設改良費は10億7,472万8,000円であります。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

下水道事業収益及び下水道事業費用は、ともに21億7,453万4,000円であります。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものであります。

収入は資本的収入13億6,041万円、支出は資本的支出20億2,910万3,000円であります。

これにより、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億6,869万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金などにより補填しようとするものであります。

第5条債務負担行為は、排水設備改造資金に対する利子補給ほか4件についてそれぞれ、債務の期間及び限度額を定めようとするものであります。

第6条企業債は、下水道施設整備事業ほか2件について、限度額、利率などを定めようとするものであります。

第7条は、一時借入金の限度額を10億円に定めようとするものであります。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めようとするものであります。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について、その内容と金額を定めようとするものであります。

第10条は、下水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため、一般会計からの補助金の額を8億4,587万4,000円に定めようとするものであります。

第11条は、重要な資産の取得について定めようとするものであります。

以上、議案8件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山村恵美子君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第10号までの議案8件については、予算決算常任委員会において審査することとし、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山村恵美子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号から議案第10号までの議案8件については、質疑を省略の上、予算決算常任委員会に付託いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 陳情第1号 自主防災を機能させるため、三次市議会として執行機関に対し提言することを求めることについて

○議長（山村恵美子君） 日程第8、陳情1件を議題といたします。

今期定例会において受理した陳情は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

ただいま議題となっております陳情第1号自主防災を機能させるため、三次市議会として執行機関に対し提言することを求めることについては総務常任委員会に付託いたします。

ここで、今期定例会に関して御案内をさせていただきます。

来週2月25日火曜日から27日木曜日までの3日間、13人の議員が一般質問を行います。この一般質問を行う3日間につきましては、議事の関係上、会議の開始を9時30分としたいと思いますので、傍聴を御希望される方、また、御視聴される皆様におきましては、どうか御注意いただきますようお願いいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——散会 午前11時44分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年2月21日

三次市議会議長 山村 恵美子

会議録署名議員 藤井 憲一郎

会議録署名議員 宍戸 稔